「同一労働同一賃金～最高裁判決の検討を踏まえて～」
法律セミナー　開催のご案内

主催：日本ＣＳＲ普及協会近畿支部
共催：近畿弁護士会連合会、大阪商工会議所

日本ＣＳＲ普及協会近畿支部の主催、近畿弁護士会連合会、大阪商工会議所の共催により、下記の通り法律セミナー「同一労働同一賃金～最高裁判決を踏まえて～」を開催します。

去る６月、最高裁は期間の定めによる不合理な労働条件を禁止する労働契約法２０条の違反が争われた「ハマキョウレックス事件」と「長澤運輸事件」について、初めて判決を言い渡しました。

そこで、本セミナーでは、日本ＣＳＲ普及協会会員の弁護士が、「ハマキョウレックス事件」と「長澤運輸事件」の判決内容について紹介した上で、「ハマキョウレックス事件」において労働者側代理人を務められた中島光孝弁護士をパネリストにお迎えしパネルディスカッションを行い、「同一労働同一賃金」について検討します。

１．開催日時　**平成３０年９月５日（水）午後３時～同５時３０分**
２．開催場所　**大阪弁護士会館　２階ホール**（大阪弁護士会ＨＰ http://www.osakaben.or.jp/ ）
＜住所＞大阪市北区西天満１－１２－５
＜最寄駅＞御堂筋線「淀屋橋」、堺筋線「北浜」徒歩5分、堺筋線「南森町」徒歩8分、京阪「なにわ橋」徒歩3分、ＪＲ東西線「大阪天満宮」徒歩8分
３．講　　師　**中島　光孝　氏（「ハマキョウレックス事件」労働者側代理人・弁護士）**
勝井　良光　氏（日本ＣＳＲ普及協会会員・弁護士）
毒島　光志　氏（日本ＣＳＲ普及協会会員・弁護士）
４．テ ー マ　同一労働同一賃金～最高裁判決の検討を踏まえて～
○「ハマキョウレックス事件」と「長澤運輸事件」の判決内容の紹介
○「ハマキョウレックス事件」において労働者側代理人を務めた中島光孝弁護士をパネリストに迎え、両事件の最高裁判決の意義、残された課題や今後の採るべき対応についてパネルディスカッション
５．参 加 費　**無料**
６．お申込み　**８月３１日（金）までに下記申込書にてお申し込みください。（先着順）**
７．お問合せ　**日本CSR普及協会近畿支部（藤木）　電話（06）6263－7288**
大阪市中央区本町１丁目７番７号 ワキタ堺筋本町ビル２階（藤木新生法律事務所内）

【大商担当】大阪商工会議所　経済産業部　山田　TEL（06）6944－6304

ＦＡＸ６２６３－７７０８　　**日本ＣＳＲ普及協会近畿支部＜藤木＞行**

●ご記入頂いた情報は、主催者（日本ＣＳＲ普及協会近畿支部）が参加者名簿として利用・共有するほか、講師への配布、日本ＣＳＲ普及協会近畿支部が開催する同種セミナー・講演会等の各種連絡・情報提供のために利用いたします。

法律セミナー参加申込書　（○をお付けください）

貴社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご所属・お役職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご芳名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＴＥＬ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　ＦＡＸ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

メールアドレス：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿@